

【別表】厚生労働大臣が定める者（平成 27 年 3 月 23 日 厚生労働省告示第 94 号）

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	左に該当する基本調査結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「3 できない」
	(2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査 1-4 「3 できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3 できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3 できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査 3-1「1 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2～3-7 のいずれか「2 できない」又は基本調査 3-8～4-15 のいずれか「1 ない」以外 その他主治医の意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「4 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3 できない」
	(2) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3 一部介助」又は「4 全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く） <u>※原則、要介護 4 又は 5 の方が対象</u>	次の <u>いずれにも</u> 該当する者 (1) 排便において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4 全介助」
	(2) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「4 全介助」

※該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）が判断する。